

空港での顔認証技術を活用した One ID サービス
における個人データの取扱いに関するガイドブック

国土交通省航空局
令和2年3月13日

目次

1. はじめに.....	2
1.1 本ガイドブックの策定の背景・目的.....	2
1.2 本ガイドブックの適用対象及び留意事項.....	3
1.3 用語集.....	5
2. One ID サービスを利用した旅客手続きの概要.....	8
2.1 取扱う旅客の個人データの種類.....	8
2.2 One ID サービスを利用した旅客手続きの流れ.....	8
2.3 One ID サービスを導入した場合のメリット.....	15
3. One ID サービスの導入に向けた個人データの取扱いの検討.....	16
3.1 One ID サービスにおける個人データの取扱いの確認.....	16
3.2 プライバシーリスクの識別.....	17
3.3 個人情報保護への対策検討.....	17
3.4 プライバシーリスクへの対策検討.....	19
4. One ID サービスを利用した搭乗手続きにおける配慮事項.....	20
4.1 事前告知・公表時の配慮事項.....	20
4.2 旅客からの同意取得時の配慮事項.....	25
4.3 旅客からの個人データに関する苦情・相談等の受付時の配慮事項.....	27
5. 雑則.....	30
6. 参考資料.....	30

1. はじめに

1.1 本ガイドブックの策定の背景・目的

政府は訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人という目標を掲げており、「観光先進国」の実現を図るため、政府一丸、官民を挙げた取り組みを進めているところである。四方を海に囲まれた我が国において、海外との往来は空港が中心であり、2019年に3,188万人に達した訪日外国人旅行者の9割以上が空路経由での入国となっている。日本人の利用も含め、国際線の利用客数が過去最高となったが、増大する航空需要を確実に受け入れるとともに、「観光先進国」に相応しい、世界最高水準の空港利用者サービスを提供していくことが重要な課題となっている。

しかしながら、我が国は少子高齢化により生産年齢人口が減少し、既に様々な産業で人手不足が課題となる中、航空分野でもパイロットのほか、空港で旅客対応に従事する人材においても人手不足が顕在化してきており、従来のサービス提供の方法では質の高いサービスの提供が困難となることが懸念される。このため、AI、IoT、ロボット、生体認証等の最先端技術を活用し、生産性の向上を図ることが不可欠である。

国土交通省では、空港における旅客手続きを先端技術の活用により、一気通貫で円滑化・高度化することで、人手不足に対応しつつ、利用者目線で世界最高水準の空港サービスの実現を目指す「FAST TRAVEL（ファストトラベル）の推進」についての取り組みを進めている。

空港における搭乗手続きの現状を、国際線出発を例にとると、チェックイン、手荷物預け入れ、保安検査、出国審査、搭乗ゲートでのパスポートや搭乗券の確認などの手続きが必要であり、混雑時は各手続きに行列ができ、長い待ち時間が発生するなど、旅客には手間とストレスがかかっている。

従来の確認作業では、人の目や人の手で行われた作業を、先端技術やシステムを活用することで、ストレスフリーな旅客手続きを目指し、各空港において、自動チェックイン機や自動手荷物預け機、保安検査場におけるスマートレーンの設置等、整備が順次進められている状況である。

本ガイドブックの対象である「One ID サービス」は、FAST TRAVEL の取り組みの中でも重要なものの1つである。One ID とは、航空業界が提唱しているチェックインから搭乗までの自動化機器を生体認証で一元化する取り組みの総称であるが、本ガイドブックにおける「One ID サービス」とは、国際線の出発手続きにおいて、従来、人の目で行われていた本人確認を顔認証による個人識別技術を活用して行うことにより、各手続き（出国審査を除く）で、「搭乗券」や「パスポート」を提示することが不要となり、「顔パス」で通過できるサービスを指す。これにより、旅客にとっては、スムーズな搭乗手続きが可能となり、手続きにおける待ち時間が短縮されるだけでなく、空港に滞在する時間を有効に活用できるようになる。

国内における顔認証技術については、出入国管理等の行政サービスから、レジヤ施設の入退場管理や商品購入まで、幅広く活用可能な技術として、既に空港以外の分野も含めて様々な活用事例がある。

例) ・ 出入国在留管理庁による空港での出入国審査

- ・ テーマパークでの入退場管理システム
- ・ スマートコンビニの決済システム
- ・ スマートフォンでのロック解除機能
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会(令和2年)における、選手やボランティアなど関係者の選手村等での入退場管理システム

このように、近年では顔認証技術が比較的身近な技術となり、便利で豊かな生活の実現に貢献してきている一方で、顔画像情報の取得が強い拒否感を招いた事例も存在する。これは、顔画像情報が、不変性が高く本人の意思によらない取得が容易な識別子であるため、強い追跡機能を有することが原因の1つである。

One ID サービスも、空港内の各手続きにおいて、パスポート等の提示の省略や待ち時間の短縮等旅客の利便性を向上させることが期待される一方で、旅客の顔画像情報やパスポート情報、搭乗券情報等の取扱いに注意すべき個人データを取得、使用することから、One ID サービスの導入主体となる事業者は、旅客の個人データの取扱いにおいて、十分に旅客の個人情報保護に配慮を行う必要がある。そのため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)等の関連法令を遵守するだけでなく、旅客に利用目的や情報管理に関して分かりやすい説明を尽くし、十分な理解と納得を得ることが求められる。

本ガイドブックは、個人情報保護・プライバシー保護の観点及び社会的受容性を高める観点から、One ID サービスの導入にあたって主体となる事業者において、対応が必要となる配慮事項をまとめるものである。なお、本ガイドブックは、民間事業者による空港における搭乗手続きを対象としており、出入国審査等の行政手続きは対象としていないことに留意されたい。

1.2 本ガイドブックの適用対象及び留意事項

(1) ガイドブックの適用対象について

前項のような背景により、国土交通省では、令和元年10月に顔認証技術の活用による個人データの取扱い方法を検討する「One ID 導入に向けた個人データの取扱検討会」(座長: 森亮二(英知法律事務所弁護士) 構成員については、巻末の付録を参照。以下「検討会」という。)を設置し、個人情報保護委員会事務局(オブザーバとして検討会に参加)からの意見も踏まえて、実際にOne ID サービスを令和2年に導入予定である事業者のケースを例として、事業者が旅客と適切なコミュニケーションを図る上で配慮すべき事項を整理した。

本ガイドブックは、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、One ID サービスの導入を検討する国内の空港会社（以下「事業者」という。）に活用されることを前提にしており、導入エリアとしては、国際線出発手続き（出国審査以外）すなわちチェックイン、手荷物預け入れ、保安検査場入口、航空会社ラウンジ入口、搭乗ゲートの全てもしくはいずれかを想定している。

また、本ガイドブックに記載された配慮事項は、事業者へ強制するものではなく、One ID サービスを導入する際にシステム構築や旅客とのコミュニケーション体制を検討するにあたり、参考となる考え方を示すものである。導入にあたっては、事業者は自社のシステムや、各空港をとりまく環境に応じて、プライバシーリスクの識別及び個人情報保護の対策検討を行うことが必要である。

(2) ガイドブック活用にあたっての留意事項

One ID サービスは、空港での新たな取り組みであり、現時点では、空港における人手不足等の課題を背景として、ストレスフリーな旅行環境の実現に向けた空港内の搭乗手続きの円滑化を目的として導入を進めているものであるが、One ID サービスでは、顔画像情報という高い追跡機能を有する生体情報を活用するため、One ID サービスの導入を検討する事業者は、個人データの取扱いについて、以下の項目を参考に特に厳格に管理することが求められる。

① 利用目的の限定

個人データの利用目的は、搭乗手続きにおける利用のみに限定すべき。今後新たなニーズが生じた場合においても、安易な拡張及び変更を行うべきではない。

また、旅客に対し、利用する個人データの取扱いについて、利用規約やその他の案内をわかりやすく表示すべき。

② 従来通りの手続きの確保

One ID サービスを導入した場合においては、顔認証を活用した手続きを利用する旅客は希望の者のみとし、従来通りの顔認証を使用しない手続きも残すべき。

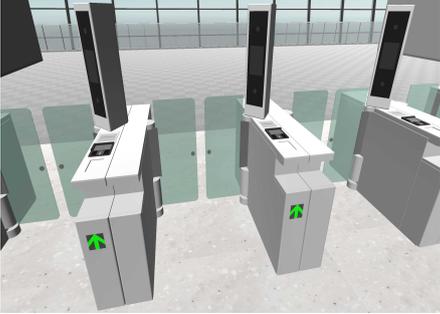
③ 個人データの保有期間

One ID サービスで利用する個人データは、利用目的が達成され、不要となった段階で直ちに消去すること。具体的には、原則24時間以内に確実に消去し、定期的な監査を行うべき。

なお、本ガイドブックは、あくまでOne ID サービス導入にあたって、個人データの取扱いにおいて配慮すべき事項をまとめたものであり、航空保安関連規定等との整合性についても別途確認する必要があることや、今後個人情報保護法等の関連法令が改正された場合には、追加の検討が必要であることに留意されたい。

1.3 用語集

No.	用語	本ガイドブックにおける定義
1	顔認証	カメラに写った顔画像情報をデータベースと照合して識別する認証方法。
2	One ID サービス	顔認証を活用することで、空港においてパスポート及び搭乗券の提示無く、搭乗手続きが可能となるサービスの総称。
3	トークン	旅客の顔画像情報、パスポート情報、搭乗券情報を紐づけた顔認証用 ID。
4	顔画像情報	旅客から取得する顔画像及び、そこから変換される特徴量データ（取得した画像から人物の目、鼻、口の位置関係等の特徴を抽出し、数値化したデータ）。
5	搭乗手続き	空港での国際線搭乗においての、チェックイン、手荷物預け入れ、保安検査場入口、航空会社ラウンジ入口、搭乗ゲートの各段階での出発手続きの総称。
6	タッチポイント	旅客が空港において搭乗手続きを行う上での各接点。
7	本人確認	搭乗当日に空港において搭乗手続きをする者と、パスポートに記載されている者が同じ者かどうかを確認する手続き。
8	搭乗券確認	空港において旅客から提示された搭乗券が、当日有効な搭乗券かどうかを確認する手続き。
9	自動チェックイン機	<p>チェックイン手続きのための自動化機器。</p> <p style="text-align: right;">イメージ図</p> 

No.	用語	本ガイドブックにおける定義
10	自動手荷物預け機	<p>本ガイドブックにおける定義</p> <p>手荷物預け入れ手続きのための自動化機器。</p> <p style="text-align: right;">イメージ図</p> 
11	保安検査場入口ゲート	<p>保安検査場入口に設置された搭乗券確認のための自動化ゲート。</p> <p style="text-align: right;">イメージ図</p> 
12	自動搭乗ゲート	<p>搭乗ゲート前に設置された本人確認及び搭乗券確認のための自動化ゲート。</p> <p style="text-align: right;">イメージ図</p> 
13	個人情報	個人情報保護法に規定する「個人情報」と同じ。 ¹
14	個人データ	個人情報保護法に規定する「個人データ」と同じ。 ¹ 「個人データ」には「生体情報（顔画像情報）」を含んでいる。
15	個人情報取扱事業者	個人情報保護法に規定する「個人情報取扱事業者」と同じ。 ¹

¹ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

No.	用語	本ガイドブックにおける定義
16	第三者提供	個人情報取扱事業者が個人データを本人以外の者に提供すること。（委託・共同利用・事業継承のケースを除く。） 本ガイドブックでは、旅客本人の情報を保有している空港会社及び航空会社がそれぞれ他者に提供する場合を指す。
17	同意	本ガイドブックにおける「同意」とは、「旅客本人の同意」を指す。 「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。（当該本人であることを確認できていることが前提となる） ²
18	オプトイン	個人データの取扱いにおいて、本人が情報を受け取る場合や、第三者提供等で情報が利用される場合に、事前に本人から明示的な許諾を得ること。
19	プライバシーリスク	個人情報・個人データの取扱いにおいて、プライバシーが侵害された場合に発生し得るリスク。
20	安全管理措置	取扱う個人データの漏えい・滅失または毀損を防止するため、組織的・人的・物理的及び技術的に講じる措置。

² 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

2. One ID サービスを利用した旅客手続きの概要

2.1 取扱う旅客の個人データの種類

(1) 顔認証を活用する理由

One ID サービスにおいて、本人確認に生体認証を活用する背景としては、旅客需要が増大し、厳格な本人確認が必要となる搭乗手続きを適確且つ迅速に遂行する必要がある一方で、生産年齢人口の減少等により、人手不足が懸念されていることがある。そのような中で、「観光先進国」にふさわしい世界最高水準の空港利用者サービスを提供していくためには、空港での搭乗手続きにおいて、省人化・自動化を進めつつ、厳格かつ円滑・迅速な本人確認を実現するとともに、成りすまし防止に有効な生体認証の活用が必要不可欠である。

生体認証の例としては顔認証や指紋認証等が挙げられるが、One ID サービスにおいて本人確認に顔認証を活用する主な理由は、以下のとおりである。

- ・ パスポート内の IC チップに世界標準の顔画像情報が保存されており、実サービスに活用しやすくなった。
- ・ 既に海外の空港においても顔認証を活用した認証技術が進められており、世界的な認知度が高い。
- ・ 非接触・非拘束で運用可能であり、利便性が高く、高い不正抑制効果が期待出来、高精度で認証速度が速い。そのため、ゲートを通過する過程で照合でき、旅客の負担が少ない。

非接触型で顔認証よりも高精度な認証方法としては、虹彩認証があるが、現時点では、専用装置が必要で高額、顔を近づける必要がある等、スムーズかつストレスフリーな手続きを実現する上では、解決すべき課題が多数ある。これらを勘案し、総合的に顔認証技術を活用することが最も適当である。

(2) One ID サービスにおいて取得が想定される個人データ

One ID サービスにおいて取得が想定される個人データは以下のとおりである。

情報の種類	項目
旅客の顔画像	顔画像情報
搭乗券情報	搭乗者氏名／電子チケットの表示／Number of Legs Encoded ／予約番号／出発地／目的地／運航エアラインコード／ 搭乗便名／運航年月日／Compartment Code／Seat Number／ Check in Sequence Number／二次元バーコード情報
パスポート情報	国籍／旅券番号／発行国／姓／名／生年月日／性別／ IC チップ内の顔画像情報

2.2 One ID サービスを利用した旅客手続きの流れ

(1) 現状の搭乗手続き

旅客は、航空会社が運航する航空機に搭乗する際には、航空会社との間で搭乗手続きが必要となる。

航空会社が行っている搭乗手続きは、①チェックイン、②手荷物預け入れ、③保安検査場入口、④航空会社ラウンジ入口、⑤搭乗ゲートの5つのタッチポイントで行われているが、このうち①～③、⑤については、航空会社は、テロ防止等の観点から国土交通省の指示に基づき、パスポートを用いた本人確認や、搭乗券の確認を行っている。

① チェックイン

チェックインについては、WEB や航空会社のアプリケーションを用いた空港外での手続き、有人カウンターや自動チェックイン機を用いた空港内での手続きがある。

② 手荷物預け入れ

手荷物の預け入れについては、有人カウンター又は自動手荷物預け機で手続きが行われている。航空会社は、手荷物の預け入れの際に、パスポートを用いた本人確認を行っている。

有人カウンターの場合は、チェックインと一体的に行うことが多い。

③ 保安検査場入口

保安検査については、保安検査場の入口において、旅客が当日有効な搭乗券を所持しているかの確認を行った上で、旅客自身及び機内持ち込み手荷物をX線等で検査する流れとなっている。これらは全て有人で行っている。

④ 航空会社ラウンジ入口

航空会社ラウンジ入口については、航空会社がラウンジ利用対象であるかの確認を有人で行っている。

⑤ 搭乗ゲート

搭乗ゲートについては、パスポート及び搭乗券を用いて本人確認及び搭乗券確認を有人で行っている。

このように、各タッチポイントの搭乗手続きを行う際に、旅客はその都度、パスポートや搭乗券の提示を求められており、これらのドキュメントを提示し確認するという点で、旅客、航空会社の双方に負荷がかかっている。

(2) One ID サービス導入後の搭乗手続き

① One ID サービスを利用した搭乗手続きの流れ

One ID サービスは、顔認証技術を活用し、各タッチポイントで繰り返されるパスポートや搭乗券といったドキュメントの提示という煩わしさから旅客を解放し、よりスムーズでストレスフリーな搭乗手続きを提供することを目指すものである。

旅客は、チェックイン等、空港での最初の手続き時に顔画像情報、パスポート情報、搭乗券情報を登録しトークンを生成すると、その後の手続き（手荷物預け入れ、保安検査場入口、航空会社ラウンジ入口、搭乗ゲート）では、各タッチポイントにおいて顔画像撮影を機器で行い顔認証を行うことによって、従来必要であった搭乗券やパスポートの提示が不要となる。

One ID サービスを利用した搭乗手続きは、旅客自身によるセルフサービスであることが基本であるため、各タッチポイントには、自動化機器である自動チェックイン機、自動手荷物預け機、保安検査場入口ゲート、ラウンジ入口認証機器、自動搭乗ゲートが必要である。この他にも乗継旅客等用の対応として、トークンを生成する場合には、別途トークン生成端末の設置が必要である。

トークン生成のタッチポイントは、旅客がWEBチェックイン等の空港外でチェックインを行った状態で空港に来ているか、手荷物の預け入れがあるかといった旅客の置かれている状況によって異なることになる。

例えば、WEBチェックインを行っていない旅客は、自動チェックイン機においてトークンを生成する必要がある。一方で、WEBチェックインを行った状態で手荷物の預け入れがない旅客の場合は、最初のタッチポイントが保安検査場入口となるので、保安検査場入口ゲートでトークンを生成することとなる。

また、航空会社のオペレーションによる考え方にも左右されるため、運用方法については空港ごとに航空会社と調整の上決定し、旅客に対して適切に案内することが必要となる。

<図表 1> 空港における各搭乗手続き（出国審査を除く）

	自動チェックイン機	自動手荷物預け機	保安検査場 入口ゲート	航空会社 ラウンジ入口	自動搭乗ゲート
従来の 手続き	<ul style="list-style-type: none"> ✓ パスポート ✓ eチケット 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ パスポート 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 搭乗券 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 搭乗券 ✓ 会員カード 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ パスポート ✓ 搭乗券
手続きの 根拠	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 保安責任をもつ航空会社が、旅客及び手荷物の保安を担保する必要がある </div>				
	旅客本人が手続きを 実施していること を確認	受託手荷物と旅客本人が一致していること を確認	旅客が有効な搭乗券を保持していることを 確認	ラウンジ利用対象であるかどうかを確認	旅客が有効な搭乗券を保持していることを 確認 ／旅客本人であることを確認
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> パスポートや搭乗券は、最初のタッチポイントのみ提示し、その後は顔認証で通過 </div>				
OneIDの 手続き	パスポートに格納されている写真と当日の顔写真との一致を確認し、顔画像情報の登録を行う ※WEBチェックインの旅客は、自動手荷物預け機・保安検査場入口ゲートで登録可	パスポートを用いた本人確認を、顔認証で自動化することで、混雑の解消を実現し、パスポートを提示することなく、スピーディな手続きを行うことができる	スタッフによる搭乗券の有効性確認を、顔認証で自動化することで、搭乗券を提示することなく、ウォークスルーで保安検査場に進むことができる	スタッフによる搭乗券や会員カードの確認を、顔認証で自動化することで、搭乗券や会員カードを提示することなく、ラウンジに入室することができる	スタッフによる搭乗券の有効性確認と、パスポートによる本人確認について、顔認証で自動化することで、パスポートや搭乗券を提示することなく、ウォークスルーで搭乗が可能

② 個人データの取得及びデータの流れ

トークン生成には、旅客の顔画像情報、パスポート情報、搭乗券情報を取得する必要があります。事業者は、これらの個人データを取得する必要があります。事業者はこれらの個人データを取得する方法としては、旅客から直接取得する場合と、航空会社経由で取得する場合の2通りがある。

本ガイドブックでは、事業者が航空会社経由で旅客の個人データを取得する場合については、実運用を考慮し航空会社から事業者への第三者提供として整理する。

第三者提供では、提供元である航空会社に加えて事業者も個人情報取扱事業者として、個人データを取得することとなる。航空会社から事業者への第三者提供と整理する場合には、航空会社は、個人データの提供前に、あらかじめ旅客本人から同意を取得する必要がある。

事業者と航空会社の間で第三者提供が発生する場面は以下のとおりである。

- ・ 事業者が航空会社から第三者提供を受ける場面

自動チェックイン機においてトークンを生成する場合には、旅客は搭乗券を所持していないため、事業者は第三者提供により搭乗券情報を航空会社から受ける必要がある。

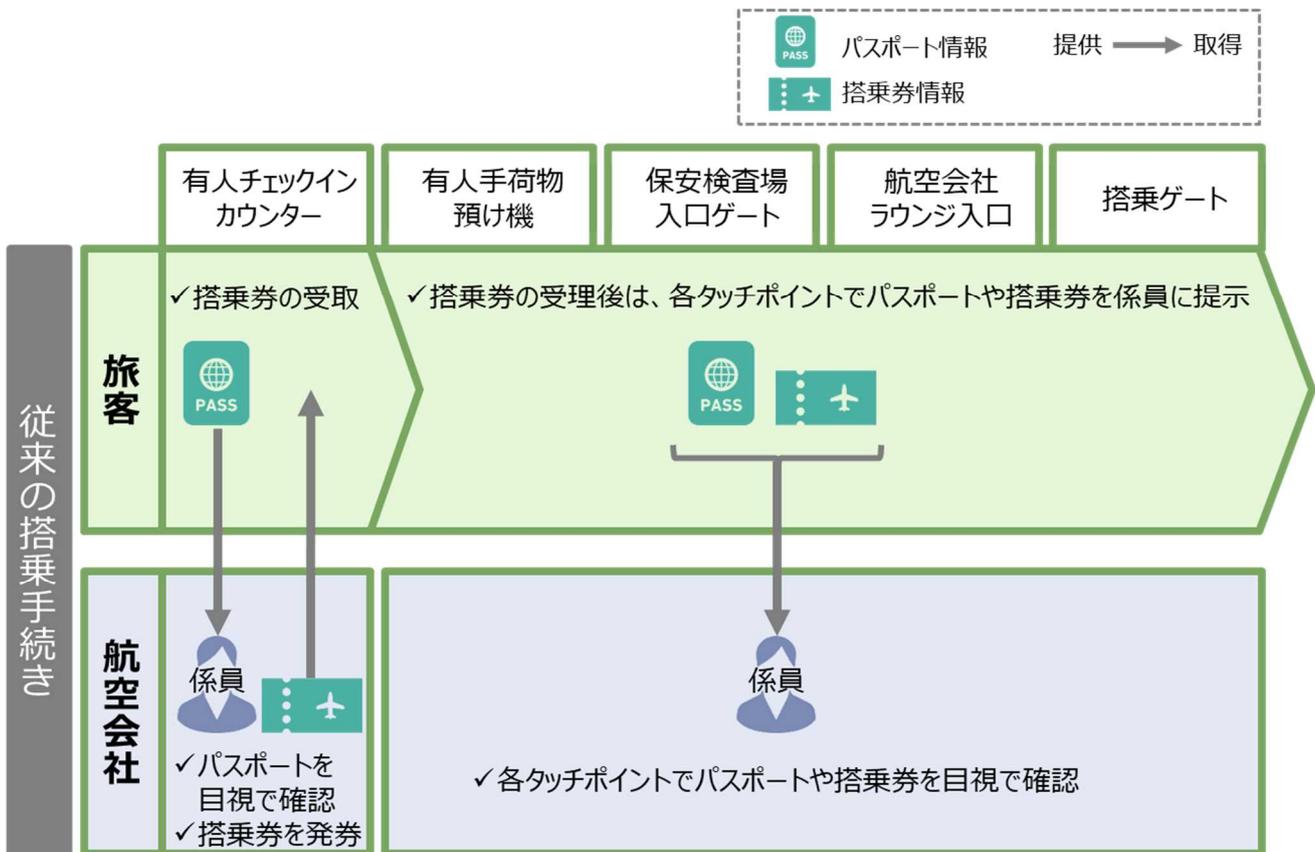
- ・ 事業者が航空会社に対して第三者提供を行う場面

自動手荷物預け機、保安検査入口ゲートでトークンを生成する場合には、旅客は既に搭乗券を所持しており、旅客自ら搭乗券情報を事業者に提供することが可能となるが、この場合は事業者が航空会社に対して搭乗券情報を第三者提供し、事業者が旅客から取得した情報が航空会社の予約システム上の情報と一致しているかを照合するとともに、航空会社からはパスポート情報の第三者提供を受けることで、本人確認を行うこととなる。

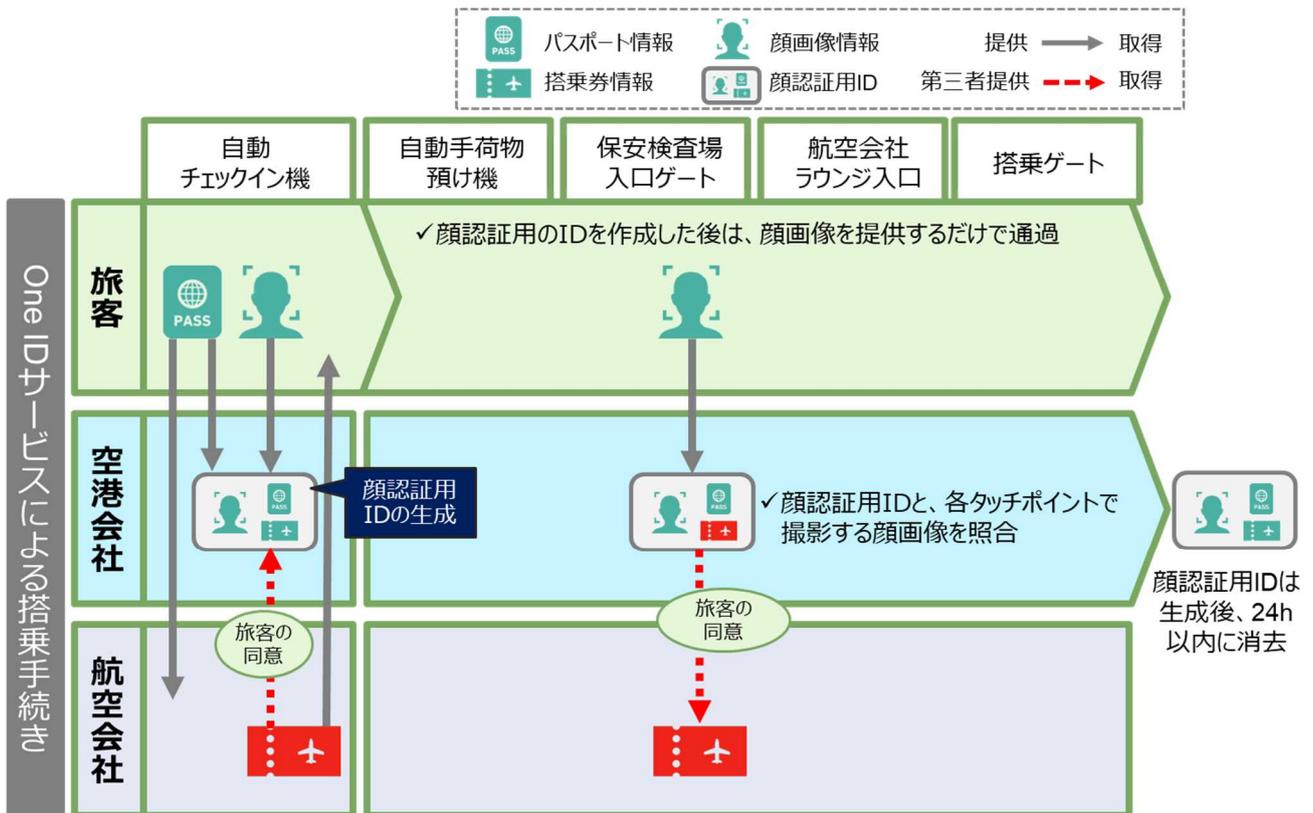
また、トークンを活用し、各タッチポイントを通過する場合には、事業者は航空会社に対して、搭乗券情報を提供する必要がある。この場合、事業者から航空会社に対する個人データの第三者提供になる。

このように、事業者と航空会社の間で相互に旅客の個人データの第三者提供が発生することとなるため、個人情報保護法に則った取扱いを前提として、事業者及び航空会社は旅客に対して、第三者提供が発生する場合はその旨も含めて同意取得するとともに、取得した個人データについては、事業者と航空会社以外への提供が発生しないことについて、明確に伝える必要がある。

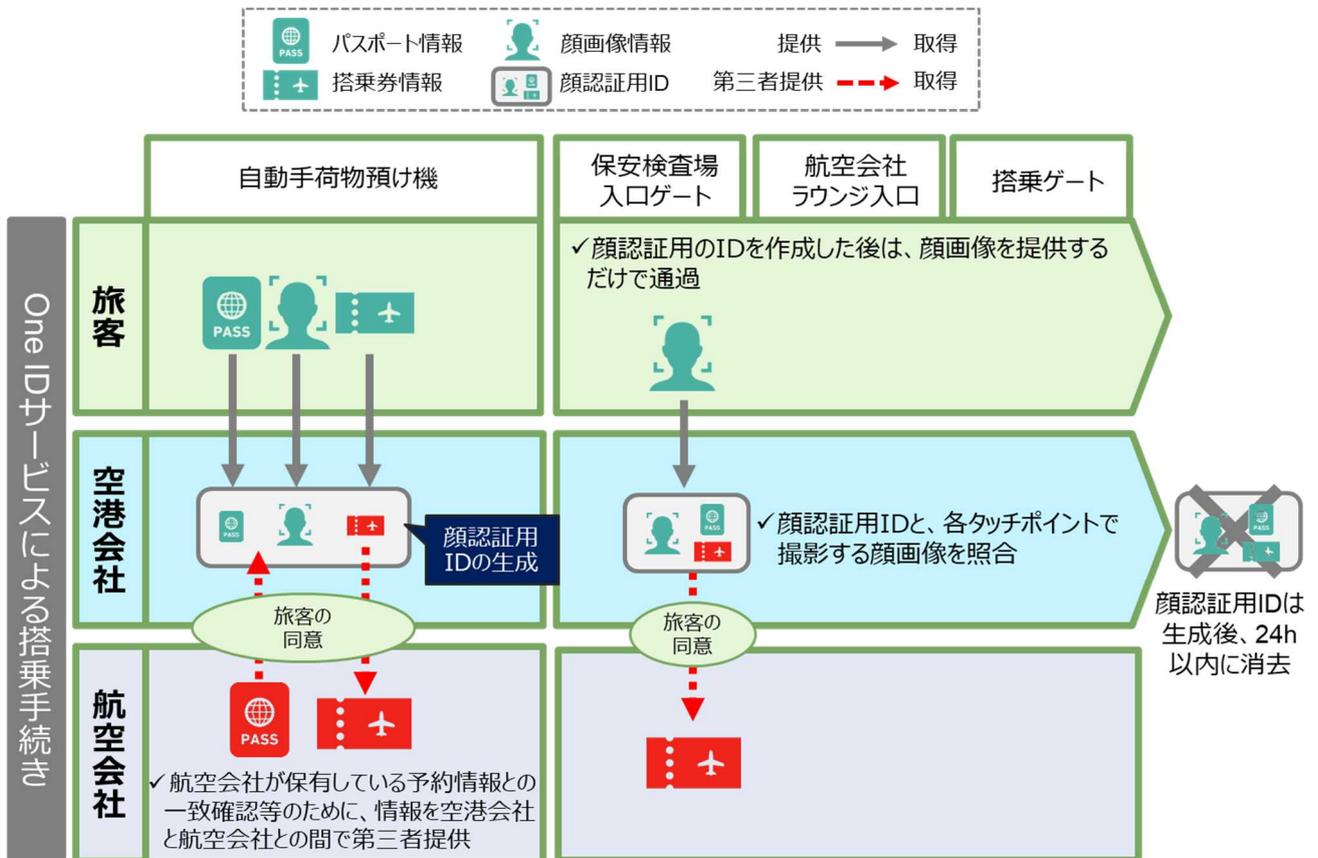
<図表2> 従来のデータの流れ(チェックインから搭乗手続きを行う場合)



<図表3> One ID サービスのデータの流れ（自動チェックイン機でトークン生成する場合）



<図表4> One ID サービスのデータの流れ（自動手荷物預け機でトークン生成する場合）



※保安検査場入口ゲートでトークン生成する場合も同様。

③ One ID サービス導入後の法的関係性（旅客／航空会社／事業者）

搭乗手続きに際して行われる本人確認や搭乗券確認は、国土交通省の指示に基づき、航空会社の責任のもとで行うものであり、これは、One ID サービスが導入されても変更がない。

一方で、従来、航空会社やその系列会社の職員が有人によって行ってきた手続きを、One ID サービスを提供する事業者が顔認証技術を用いて行うこととなるため、新たに事業者と航空会社との間に契約関係が生じることとなる。

また、旅客にとっては、これまで物理的にパスポートや搭乗券を航空会社に提示していた部分を事業者が代わりに電子的に行うこととなるため、利用規約等に基づく契約関係が旅客と事業者との間に生じることとなる。

2.3 One ID サービスを導入した場合のメリット

空港における人手不足の解消が期待される One ID サービスであるが、導入した場合、旅客、航空会社、事業者（空港会社）のそれぞれに以下のような具体的なメリットがある。

(1) 旅客

- ・ トークン登録後は、パスポート及び搭乗券の提示といった煩わしい手続きが不要となるため、スムーズな搭乗手続きが可能となり、手続きにおける待ち時間が短縮することが期待される。
- ・ また、搭乗手続きに要する待ち時間が短縮されることにより、旅客は、空港に滞在する時間を有効に活用できるようになる。
- ・ 顔認証機器の導入により空港スタッフの機動的な配置が可能となることで、家族連れや補助が必要な旅客等の、有人による対応が必要となる旅客においても、行き届いたサービスを受けることができるようになる。

(2) 航空会社

- ・ 航空需要が伸び続ける中で労働力不足が懸念されており、航空会社にとっては、本人確認や搭乗券確認を顔認証技術によって自動化することができるため、スタッフの省力化、省人化を図ることができる。
- ・ これにより、航空会社は、家族連れや補助が必要な旅客等の、有人による対応が必要となる旅客に限られた人的リソースを振り分けられるようになり、旅客の多様なニーズにも対応できるようになることも期待される。
- ・ 更に、最先端の顔認証システムを活用することにより、各手続きにおいて、高精度な本人確認が実施できるため、成りすまし防止にも一層万全を期すことができるようになる。

(3) 事業者（空港会社）

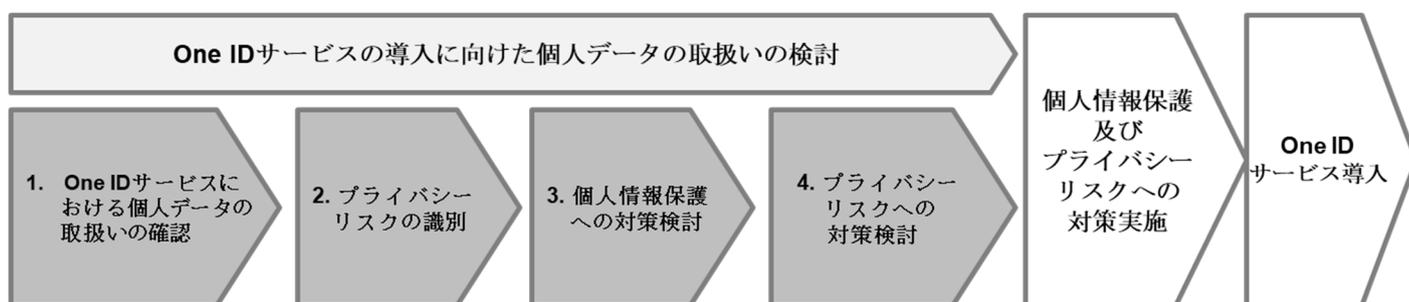
- ・ 空港にとっても、航空需要が急増する中で短期的なターミナル施設の容量拡大は難しく、One ID サービスの導入により効率的な空港運用が可能となることで、現在の施設を最大限有効活用することになり、空港処理能力の拡大につながる。

3. One ID サービスの導入に向けた個人データの取扱いの検討

One ID サービスでは、旅客の顔画像情報、パスポート情報、搭乗券情報といった個人データを取扱うため、One ID サービスの導入を検討している事業者は、個人データの取扱い方法を確認し、それに対するプライバシーリスクを識別した上で、個人情報保護の対策について検討を行うことが必要である。

また、個人データの取扱いの検討においては導入時のみに限らず、関係法令や規程類、運用方法に変更が生じた場合等、必要に応じ、事業者において見直しを図る必要がある。

<図表5> 「One ID サービスの導入に向けた個人データの取扱いの検討」の流れ



3.1 One ID サービスにおける個人データの取扱いの確認

One ID サービスにおける個人データの取扱い方法の確認にあたっては、個人情報保護法等の関連法令や、事業者の個人情報保護に関する社内規程、カメラ画像利活用ガイドブック等を基にOne ID サービスにおいて個人データを取扱う際に遵守又は配慮すべき個人情報保護の要件を整理することが必要である。その上で、当該要件に基づき、個人データの取扱いの各場面（取得、保管、第三者提供、個人の権利への対応等）における個人情報保護の対策状況を確認することが必要である。

個人情報保護の要件を整理する際は、次の文書等を参考に、これら以外にも参照すべき文書等が無いとその都度確認する必要があることに留意されたい。

《個人情報保護の要件を整理する際の参照文書（例）》

- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）²
- ・ 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）³
- ・ 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号）⁴
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）⁵

² https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_law.pdf

³ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_cabinetorder.pdf

⁴ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_commissionrules.pdf

⁵ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123_guidelines01.pdf

- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）⁶
- ・ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A⁷
- ・ カメラ画像利活用ガイドブック v2.0（平成30年3月）⁸
- ・ その他事業者の個人情報保護に関する規程

＜図表6＞ 個人情報保護法の規律例

ライフサイクル	個人情報保護の要件（項目）
取得	利用目的の特定・制限
	利用目的の通知又は公表 （個人情報を直接書面取得する場合は、本人に利用目的の明示が必要）
	適正な取得
第三者提供	第三者提供の制限
	外国にある第三者への提供の制限
	第三者提供に係る記録の作成
	第三者提供を受ける際の確認
本人の権利	本人の権利への対応（開示、訂正、削除等）
苦情への対応	苦情処理
廃棄	消去
安全管理措置	組織的・人的・物理的・技術的対策（個人情報が漏えい等した場合の対応も含む）

3.2 プライバシーリスクの識別

One ID サービスにおける個人データの取扱い方法の確認結果を基に、想定されるプライバシーリスクを次の観点で識別する必要がある。

《プライバシーリスクを識別・分析する際の観点（例）》

- ・ 取得する個人データの機微性
- ・ 個人データの利用目的
- ・ 個人データの取得、利用、保管の態様

⁶ <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines03.pdf>

⁷ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/1911_APPI_QA.pdf

⁸ <https://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180330005/20180330005-1.pdf>

3.3 個人情報保護への対策検討

One ID サービスでは個人データを取扱うため、個人情報保護法を遵守する必要があり、当該法令の要件として、適正な取得、利用目的の通知又は公表、第三者提供の制限、苦情処理等が定められており、One ID サービスの導入を予定している事業者は、特に本要件について対策の検討及び実施の必要がある。

また、これらの要件を遵守するために利用目的の公表や苦情処理等を行っていたとしても、公表の内容が一般に理解が得られない場合や、苦情の受付・対応の方法が不十分な場合には、プライバシーへの配慮が十分でないと評価されてしまうこともある。そのため、当該要件への対応は、本ガイドブックの配慮事項を参考に、「事前告知・公表」、「旅客からの同意取得」、「旅客からの個人データに関する苦情・相談等の受付」について、特に個人情報保護への対策を十分に検討することが必要である。

＜図表 7＞ 個人情報保護の要件（一部）

	個人情報保護の要件	概要	
1	適正な取得及び利用目的の通知又は公表 (書面による直接取得は明示)	個人情報保護法 第17条1項、 第18条1項、2項	個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならず、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。 本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む）に記載された個人情報取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
2	第三者提供の制限	個人情報保護法 第23条	個人情報取扱事業者は、一定の例外事由に当たる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
3	苦情処理	個人情報保護法 第35条	個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

3.4 プライバシーリスクへの対策検討

第一に、One ID サービスにおいては、顔画像情報という高い追跡機能を有する識別子を取得、利用するため、利用目的を搭乗手続きにおける利用のみに限定すべきである。他のサービスに転用する可能性を示すことは、転用の時点においてプライバシー侵害となるリスクがあるのみならず、サービス開始時において利用者および社会の理解を得られないおそれがある。

第二に、顔画像情報を取得し顔認証に利用することへの強い抵抗感が想定されることから、One ID サービスは、旅客のオプトインがある場合のみ提供することとし、顔認証をしない従来通りの手続きを残すべきである。

第三に、トークンとして利用する顔画像情報を含むデータは利用目的が達成され不要となった段階で直ちに消去すべきである。具体的には、トークン生成後24時間以内に確実に消去するとともに、定期的な監査を実施すべきである。

4. One ID サービスを利用した搭乗手続きにおける配慮事項

One ID サービスを導入する上で、個人情報保護について特に配慮が必要な事項は、3. で整理したとおり、「事前告知・公表」、「旅客からの同意取得」、「旅客からの個人データに関する苦情・相談等の受付」の3項目である。

それぞれについて、事業者においては対応策を以下のとおり検討、実施することが必要である。

4.1 事前告知・公表時の配慮事項

事前告知・公表について検討する際は、個人情報保護の観点で配慮すべき要件を基に、告知・公表の内容、手段、場所、時期の4つの観点で検討することが重要である。

<図表8> 個人情報保護の観点で特に配慮すべき要件（例）

	個人情報保護の要件	概要
1	法令の要件	個人情報保護法第17条1項、第18条1項、2項 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならず、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。 本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む）に記載された個人情報取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
2	個人情報保護の観点で配慮すべき要件	カメラ画像利活用ガイドブック4.2② 告知は、撮影対象場所における物理的な方法もしくは電子的な方法、あるいはその両方を組み合わせた方法によって行う。具体的な告知内容・告知方法については、生活者がその情報を得る機会が増すよう、撮影対象場所や利活用目的等を総合的に考慮し、決定することが望ましい。

(1) 事前告知・公表の内容

旅客に対しOne ID サービスの概要や手続き、事業者が取得する個人データの種類や利用目的等について、旅客が正しく理解できるよう分かりやすい内容及び表現とすることが重要である。

事前告知・公表には、少なくとも以下の内容を記載することが望ましい。

- ・ One ID サービスの概要
- ・ 個人情報取扱事業者の名称
- ・ 個人データの利用目的
- ・ 取得する個人データの内容
- ・ 個人データの取扱方法
- ・ 第三者提供の有無、及び提供する場合、その提供先、提供先の利用目的
- ・ 個人データの保存期間

- ・ 個人データの安全管理措置（消去の方法・消去主体）
- ・ One ID サービスにおける個人データの取扱いに関する問い合わせ先

また、利用規約やポスター、リーフレット等の作成にあたり、留意する点は次のとおりである。

- ・ 利用目的は限定して明記すること。「等」のような複数の利用目的が含まれているような記載は避けるべき。
- ・ One ID サービスにおける個人データの流れについて、「誰」が「何」の情報を「どこ」で取得し、「どのように」利用するのかについて概略図等を用いて、旅客に丁寧に説明すべき。
- ・ One ID サービス対象機器数が限られる等により顔認証が活用できるエリアが限られるような場合は、どのエリアで活用できるのかについて明記すべき。
- ・ 個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第20条、21条及び22条に基づき安全管理措置の義務を負う。また、One ID サービスにおいては顔画像情報を取扱うため、プライバシー侵害を防止する観点からも安全管理措置を講じることを求められており、これに応えて適切な安全管理措置を実施する旨を利用規約等に明記すべき。
- ・ 利用規約の免責事項を過剰に記載すると、旅客に不信感を与えてしまうおそれがあることに配慮すべき。

(2) 事前告知・公表の手段及び場所

旅客に対してOne IDサービスの概要や手続き方法、個人データの取扱いについて正しくかつ分かりやすく伝えることが必要であり、そのために有効な告知・公表の手段及び場所として、次のようなものがある。

《事前告知・公表の手段（例）》

- ・ One ID サービスの概要を紹介する動画
- ・ One ID サービスの概要や個人データの取扱いについて記載されたポスター、リーフレット、デジタルサイネージ、看板等

《事前告知・公表を行う場所（例）》

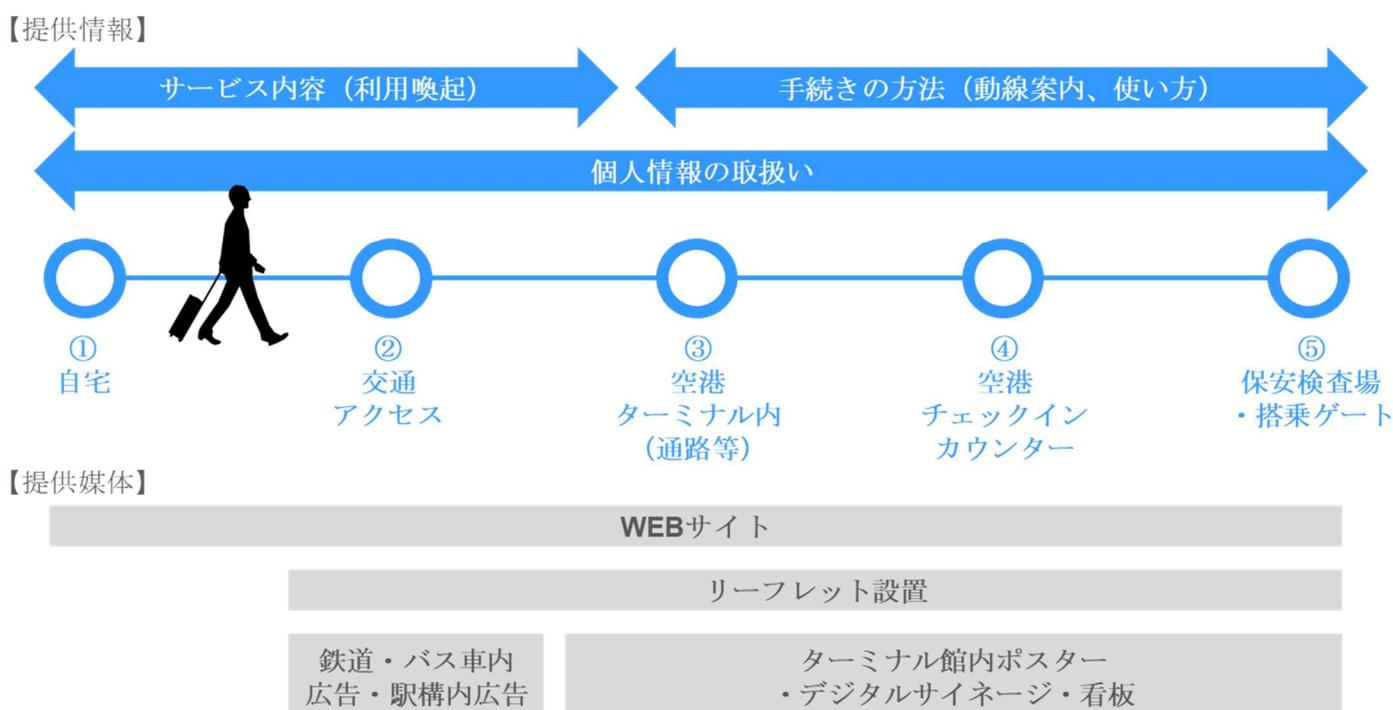
旅客が情報を得る機会を増すようにするために、旅客の動線やOne IDサービス対応機器の設置場所等を考慮する必要がある。

- ・ 事業者のWEBサイト上(トップページから容易に参照できる位置に配置することが重要)
- ・ 航空会社のWEBサイトからも事業者のWEBサイトにアクセスするようリンクを配置。
- ・ 空港周辺の駅構内や鉄道、バス車内にOne IDサービスの概要や個人データの取扱いが記載されたポスターやリーフレット等を配置。
- ・ 空港内の旅客動線を考慮した場所（チェックインカウンター周辺、保安検査場・搭乗ゲート等）

また、One ID サービスの利用を望まない旅客の顔も一時的にカメラに映ってしまう可能性がある場合は、以下のような対応をすることが望ましい。また、トークン生成時に使用する顔画像情報については、本人の顔部分のみを切り取って使用し、背景の画像は直ちに消去すべきである。⁹

- ・ カメラが稼働中であることが分かるようなステッカーを機器に設置。
- ・ 機器の近くに個人データの取扱いやカメラが稼働中であることを伝える注意喚起の看板・ポスターを設置。
- ・ 床面に One ID サービス対応のレーンであることを表示。

<図表 9> 事前告知・公表の手段、場所（例）



(3) 事前告知・公表を行う時期

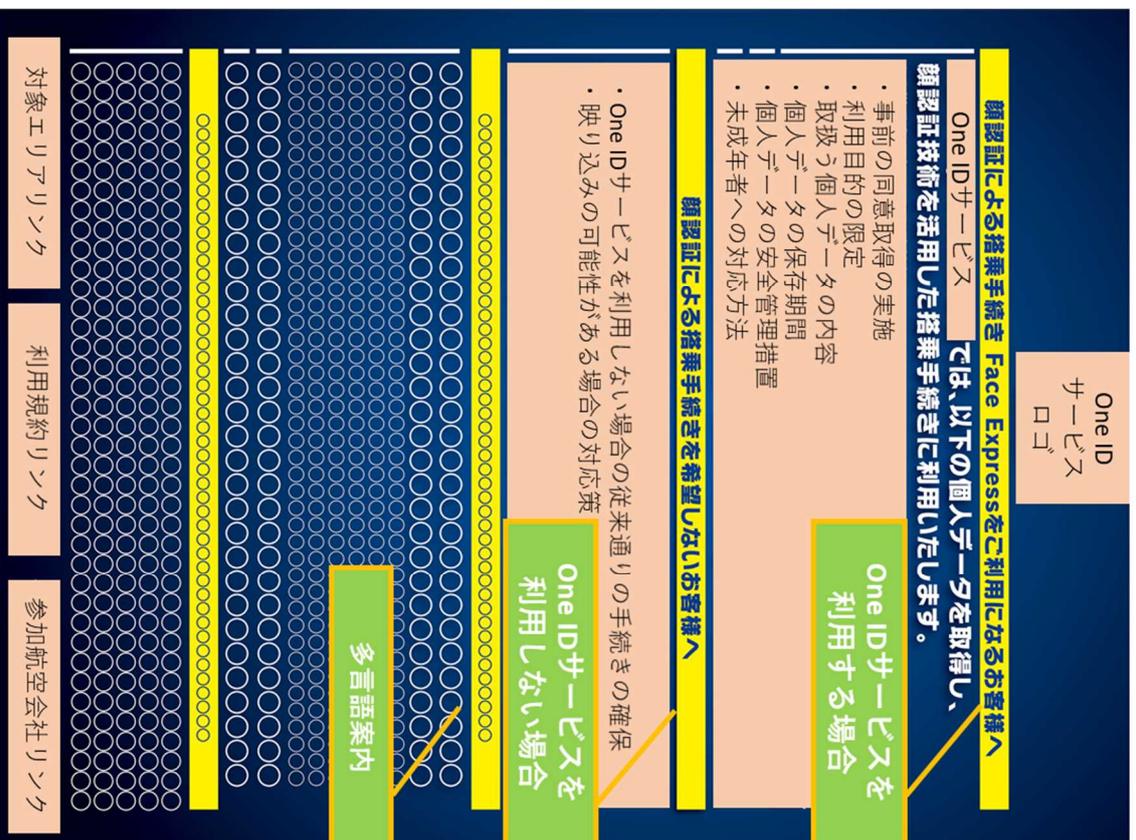
十分な周知のために必要な期間を確保し、One ID サービスの導入を予定している事業者のWEB サイト上や空港周辺の駅構内等に One ID サービスの概要や手続きの方法、個人データの取扱いについて事前に告知・公表する。

⁹ 顔画像情報自体は、トークン生成後 24 時間以内に確実に消去するとともに、消去の運用について定期的な監査を実施すべきである（「3.4 プライバシーリスクへの対策検討」参照）。

＜図表 1 0＞ One ID サービス告知ポスター例①



＜図表 1 1＞ One ID サービス告知ポスター例②



<図表 1 2>One ID サービス告知リーフレット例①

個人データの取扱い

個人データの取扱い

- ・利用目的の限定
- ・個人データ保存期間

個人データの流れ(概要)

登録(自動チェックイン機の場合)

機器画面にて本サービスにご参加のお手続きを完了した方のみ、空港会社から、ご搭乗予定の航空会社から、お客様の搭乗券情報を取得致します。

認証(搭乗ゲートの場合)

お客様が搭乗ゲートにおいて顔認証に成功した際に、ご搭乗予定の航空会社側での手続き処理のために、空港会社から搭乗券情報を提供致します。

上記の個人データの流れについては、本サービスにご参加のお手続きの際に、機器画面にてご確認頂くこととなります。

登録後24時間以内に自動消去

個人データのフロー図

- ・個人情報取扱事業者名称
- ・第三者提供にかかる説明
- ・個人データの保存期間
- ・消去までの時間

利用規約全文

お問い合わせ先

参加航空会社名

事業者名

顔認証技術による新しい搭乗手続き

One ID サービス がスタート

手荷物預けも、保安検査入口も、搭乗ゲートも、
“顔パス”で通過できるから、旅がますますスムーズに。

One ID サービス ロゴ

<図表 1 3>One ID サービス告知リーフレット例②

One ID サービスを利用する場合

One ID サービスをご利用になるお客様へ

顔認証による搭乗手続き

One ID サービス をご利用になるお客様へ

サービス 対応機器では、以下の個人データを取得し、顔認証技術を活用した搭乗手続きに利用いたします。

- ・ One IDサービスの概要
- ・ 事前の同意取得の実施
- ・ 利用目的の限定
- ・ 取扱う個人データの内容
- ・ 個人データの保存期間
- ・ 個人データの安全管理措置
- ・ 未成年者への対応方法

顔認証による搭乗手続きを希望しないお客様へ

- ・ 従来通りの手続きの確保
- ・ 映り込みの可能性がある場合の対応策

お客様の手続き

サービス 対象のフライトにご搭乗されるお客様は、サービスの案内がある自動チェックイン機、自動手荷物預け機、保安検査入口ゲートのいずれか最初に立ち寄る機器をご利用いただく際、サービス利用に同意を頂くことによりF サービス にご利用いただけます。事前に特別な手続きは必要ありません。ご自身のフライトがF サービス 対象となるかは、直接航空会社にお問い合わせください。

顔パスで通過できるから、旅がますますスムーズに!

空港で、顔認証技術を用いた One ID サービス がはじまります。

これまで、航空機に搭乗するまでに、空港では幾つものタッチポイント(自動チェックイン機など)でパスポートや搭乗券の提示が必要でした。新しい手続きでは、こうしたドキュメント類の提示が不要となり、ゲートでは立ち止まることなく“顔パス”で搭乗できるようになります。

①自動チェックイン機

チェックイン手続きの途中、ガイダンスに従いFace Expressへの参加登録の案内に、利用する。と表示

お客様の顔画像情報、②パスポート情報、③搭乗券情報が紐づけられ、顔認証IDがシステム内で生成されます。

②自動手荷物預け機

お客様が自動手荷物預け機の前に立ち止まるとお客様を識別し搭乗情報が自動的に呼び出されます。搭乗券やパスポートを一切提示せずに、通常の手荷物預けの手続きを行うことができます。

③保安検査入口ゲート

保安検査入口ゲートでは、お客様がゲート内に立ち入ると お客様の搭乗券情報の確認が自動的に行われ、何も提示することなく通過できます。

④搭乗ゲート

搭乗ゲートでは、お客様がゲート内に立ち入ると お客様のパスポート及び搭乗券情報の確認が自動的に行われ、何も提示することなく通過できます。

4.2 旅客からの同意取得時の配慮事項

One ID サービスにおいて、旅客本人から同意を得るべき事項について、本ガイドブックでは大きく以下2つの要素で整理する。

- ・ One ID サービスの利用の同意（オプトイン）
- ・ トークンの生成、活用等の場面において、事業者、航空会社間で行われる個人データの提供にかかる第三者提供の同意

なお、「同意を得る」ことについては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」では、「『本人の同意を得る』とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。」とされている。

<図表 1 4> 個人情報保護の観点で特に配慮すべき要件（例）

	個人情報保護の要件		概要
1	法令の要件	個人情報保護法第23条	個人情報取扱事業者は、一定の例外事由に当たる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
2	個人情報保護の観点で配慮すべき要件	カメラ画像利活用ガイドブック 4.3⑤⑦	カメラ画像の撮影及び利活用を開始する場合、通知を行う必要がある。通知する文面については、合理的な範囲において多言語化することが望ましい。

これらの同意は、各タッチポイントでの機器画面において取得することとなるが、例えば、オプトイン画面と第三者提供の同意画面を1画面にまとめる等、旅客にとってわかりやすい表現で、かつ画面数が必要以上に多くなることを避ける必要がある。

また、各機器の画面サイズ、機器の操作性等の関係で機器画面のみでは十分な情報を旅客に伝えきれない場合は、ポスターやリーフレット等も補完的に活用することで、旅客がサービス内容や個人データの流れ等を容易に理解できる環境を整える必要がある。

未成年者の同意についても法律行為である以上、その取扱いについて配慮が必要となる。事業者においては、航空会社が自動チェックイン機で受け付けている年齢、『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A』Q 1-5 8の記載等を参考にし、旅客が13歳未満の場合には、当該旅客の法定代理人等から同意を取得する必要がある。

なお、未成年者の取扱いについては、利用規約等に記載すべきであるが、未成年者の旅客

が、利用規約を十分に確認することが難しい場合もあると思われるため、ポスター等で分かりやすい表現を用いたり、確認しやすい場所で注意喚起する必要がある。

(1) One ID サービスの利用の同意（オプトイン）

One ID サービスの提供主体、トークン生成に必要な個人データ、個人データの利用目的、個人データの保存期間、One ID サービスを利用しない場合の代替手段等を明示し、旅客がサービス利用の可否を判断するために必要な情報を画面に表示するとともに、希望する旅客には、利用規約等の詳細を確認できるようにする必要がある。

(2) 第三者提供の同意

旅客の個人データを事業者、航空会社間で提供しようとする場合、個人情報保護法第23条1項に基づく旅客本人の同意をあらかじめ得る必要がある。

One ID サービスにおいては、事業者から航空会社、航空会社から事業者の個人データの流れが想定されるため、双方向の移転が発生する場合にはその旨を含めて、旅客から第三者提供の同意を取る必要がある。

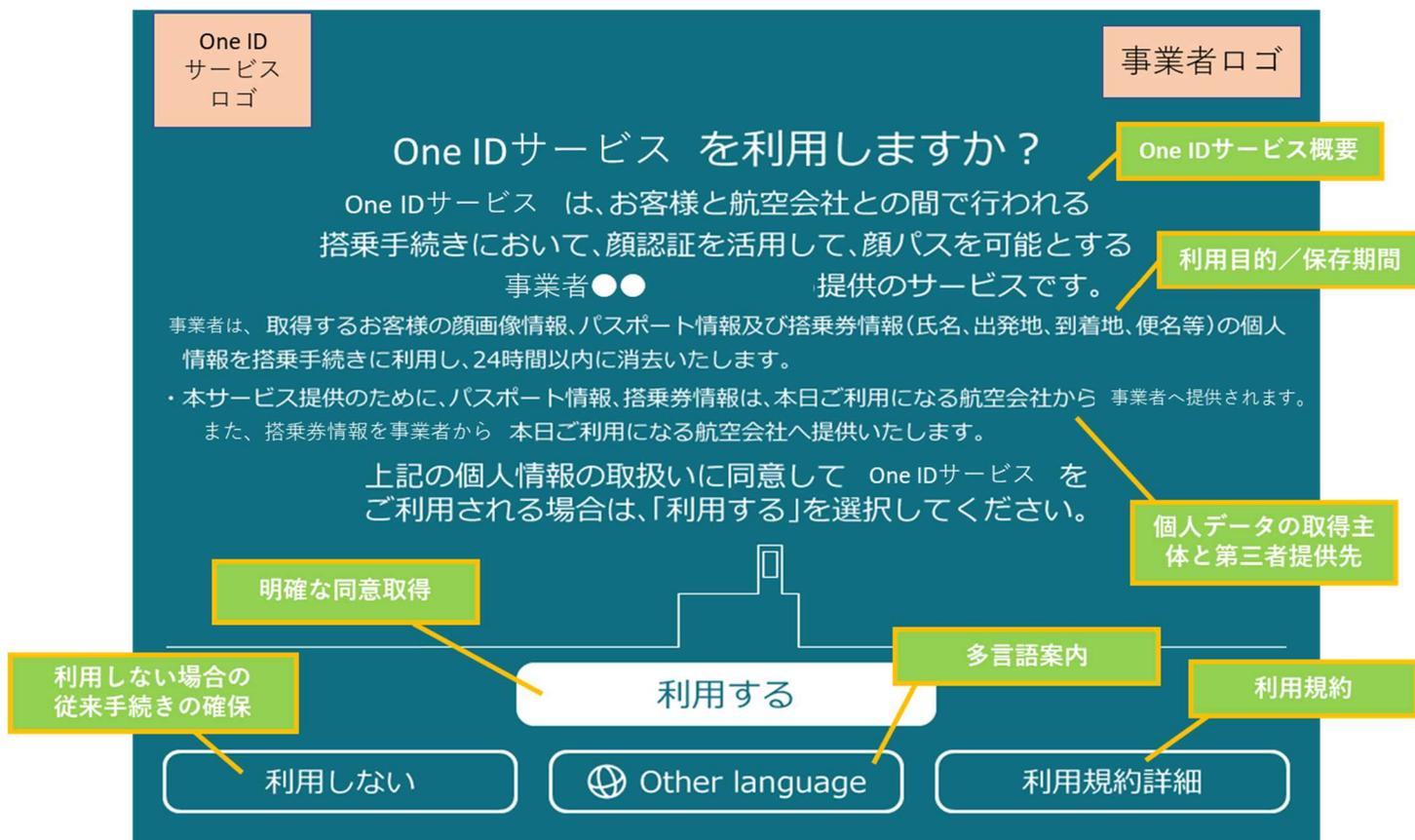
なお、本ガイドブックでは第三者提供にて整理を行うが、導入に際して、事業者は個別にプライバシーリスクの識別及び個人情報保護の対策検討を実施の上、事業者と航空会社の間でやりとりされる個人データの取扱い方法に応じて、配慮事項の整理を行うことが必要である。

第三者提供の同意は各タッチポイントの機器画面で取得することとなるが、旅客が、個人データの流れや提供される個人データの項目及び利用目的を理解できるようにしなければならない。また、第三者提供の同意は、旅客の個人データの提供前に取得しなければならない。

第三者提供の同意の方法については、例えば、航空会社から事業者へ旅客の個人データを提供する場合、航空会社が業務委託先である事業者を通じて本人同意を取得することも考えられる。この場合、委託元である航空会社の責任において、当該航空会社から当該事業者へ個人データが提供される旨や両者の関係・役割等、本人が同意の判断をするにあたって必要な情報が示されなければならない。

また、旅客から第三者提供の同意を取得し、本人の代わりに提供を行うという整理である場合には、「個人情報保護法ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」の2-2-1-1にあるとおり、提供者・受領者のいずれに対しても確認・記録義務は適用されない。

<図表 1 5> 同意取得（オプトイン及び第三者提供の同意）画面例



4.3 旅客からの個人データに関する苦情・相談等の受付時の配慮事項

個人情報保護の観点で配慮すべき要件を基に、旅客からの個人データに関する苦情・相談等に対して十分に対応できるよう、受付手段、受付時間、対応言語の3つの観点で検討することが重要である。

<図表 1 6> 個人情報保護の観点で特に配慮すべき要件（例）

	個人情報保護の要件		概要
1	法令の要件	個人情報保護法第35条	個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
2	個人情報保護の観点で配慮すべき要件	カメラ画像利活用ガイドブック 4.1①b	データの取得と利活用にあたっては、運用実施主体を明確に定め、相談や質問・苦情等を受け付けることのできる一元的な連絡先を設置することが望ましい。

空港内外からの問合せや、休日、早朝・深夜における One ID サービスの利用、多国籍の旅客に対応するため、One ID サービスに関する旅客からの苦情・相談等（個人データの取扱いを含む）については、空港内外、休日、早朝・深夜、多言語対応が可能なことが望ましい。

また、以下は例であるが、最低限、問い合わせフォームまたはメール等にて、24時間一次受付ができる体制を整えることが必要である。

(1) 受付手段（例）

旅客が空港内外のどこからでも問合せができるように、コールセンター（電話）、WEB サイト上の問い合わせフォーム、ご案内カウンター（対面）等の複数チャネルの受付を設置する。

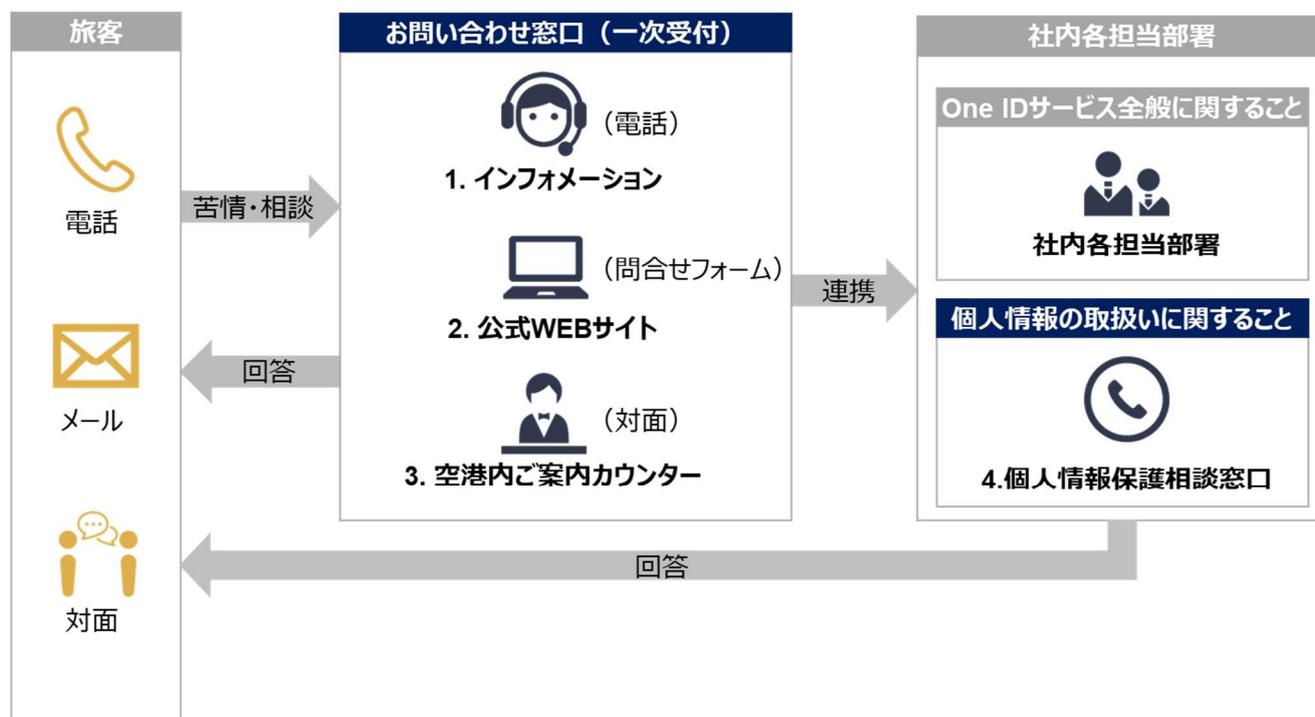
(2) 受付時間（例）

休日、早朝・深夜にも対応できるように、年中無休・24時間対応ができる受付チャネルを設ける。

(3) 対応言語（例）

多国籍の旅客にも対応できるように英語をはじめ複数の言語で対応できるようにする。言語数については、空港内の既存サービスの対応言語や航空会社の対応言語等を参考に検討する。

<図表 17> 旅客からの相談等の受付方法（例）全体像



<図表 1 8> 旅客からの相談等の受付方法（例）

: 利用規約やポスター、リーフレット等に掲載するお問い合わせ窓口

#	お問い合わせ窓口	受付に関する検討事項		
		a.受付手段	b.受付時間	c.対応言語
1.	インフォメーション (一次受付)	電話	年中無休 24時間	日本語、英語、 中国語、韓国語
2.	公式WEBサイト (一次受付)	問合せフォーム	年中無休 24時間	日本語、英語
3.	空港内ご案内カウンター (一次受付)	対面	年中無休 6:00～23:30	日本語、英語、 中国語、韓国語
4.	個人情報保護相談窓口	電話	平日 9:00～17:00	日本語

5. 雑則

ガイドブックの見直しが必要な場合においては、状況に応じて追加的な検討を通して改訂を実施する。

6. 参考資料

● 法令関係

- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）
- 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号）

● ガイドライン関連

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）個人情報保護委員会
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）個人情報保護委員会
- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A 個人情報保護委員会

● その他

- カメラ画像利活用ガイドブック v 2.0（平成30年3月）
IoT推進コンソーシアム／総務省／経済産業省

● 付録

- 「One ID 導入に向けた個人データの取扱検討会」構成員名簿

「One ID導入に向けた個人データの取扱検討会」 構成員名簿

(敬称略・◎は座長)

○構成員

菊池 浩明 明治大学 総合数理学部 専任教授

鈴木 正朝 新潟大学 大学院 現代社会文化研究科・法学部 教授
理化学研究所A I P

◎森 亮二 英知法律事務所弁護士

若目田 光生 株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 上席主任研究員

佐藤 洋子 一般財団法人日本消費者協会 消費生活コンサルタント

篠原 治美 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
個人情報保護特別委員会 委員長

国際航空運送協会 (I A T A)

日本航空株式会社

全日本空輸株式会社

成田国際空港株式会社

東京国際空港ターミナル株式会社

成田国際空港航空会社運営協議会

東京国際空港航空会社運営協議会

(オブザーバ)

個人情報保護委員会事務局

関西エアポート株式会社

中部国際空港株式会社